

# Japan tax newsletter

EY 税理士法人

## 令和8年度税制改正大綱 (詳細版)

### EY Japan 税務アラート・ニュースレター

過去のアラートは、下記URLから  
ご覧いただけます。

[https://www.ey.com/ja\\_jp/technical/ey-japan-tax-library/tax-alerts](https://www.ey.com/ja_jp/technical/ey-japan-tax-library/tax-alerts)

### Contents

■ 法人課税	2
■ 国際課税	9
■ 個人所得課税	12
■ 資産課税	15
■ 消費課税	16
■ 納税環境整備・その他	16

令和7年12月19日に、与党(自由民主党・日本維新の会)による「令和8年度税制改正大綱(以下、「大綱」)」が公表されました。本ニュースレターにおいては、大綱で明らかにされた主要な改正・見直し項目の概要を説明します。

新たな連立のもとに船出した高市政権が初めて手掛ける税制改正となります。

物価高への対応として、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設され、中低所得者に配慮して課税最低限が178万円に引き上げられます。また、「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されるほか、研究開発税制の強化が行われます。

公平かつ円滑な納税のための環境整備として、クロスボーダー取引に係る各種の税制度、相続税における貸付用不動産の評価方法、消費税インボイス制度導入に係る経過措置、などが見直されます。また、防衛特別所得税(仮称)が創設されます。

なお、本ニュースレターの一部項目の内容については、今後の与野党間の協議及び国会における改正法案審議の過程において、修正・削除・追加等が行われる可能性があることにご留意ください。



The better the question.  
The better the answer.  
The better the world works.



Shape the future  
with confidence

# 法人課税

## 1. 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するため、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、全ての業種を対象とし、既存の税制では対象とならないような大規模かつ高付加価値の投資を推進する観点から特定生産性向上設備等投資促進税制が創設されます。

要件	産業競争力強化法の改正法施行の日から令和11年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受け、経済産業大臣の確認を受けた日から同日以後5年以内に特定生産性向上設備等(仮称)の取得等をし、国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、対象資産について下記のいずれかの選択適用ができることとされます。
措置内容	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 即時償却又は取得価額の7%の税額控除(建物、建物附属設備、構築物は4%) ※控除上限: 法人税額の20%</li><li>■ 事業環境の急激な変化による影響への対応(繰越税額控除) ※輸出入取引にかかる条件の著しい変化など事業環境の急激な変化による影響への対応を行うための計画の認定を受けた事業者について、最大3年間の繰越が可能。</li></ul>
対象設備	生産等設備を構成する下記のいずれかの資産(*1)で、特定生産性向上設備等に該当するもの
機械装置	■ 1台又は1基の取得価額が160万円以上
工具、器具備品	■ 1台又は1基の取得価額が120万円以上 ■ 1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上
建物	■ 一の取得価額が1,000万円以上
建物附属設備	■ 一の取得価額が120万円以上 ■ 一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上
構築物	■ 一の取得価額が120万円以上
ソフトウェア	■ 一の取得価額が70万円以上
	(*1)その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいい、中古資産、貸付用資産、事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等は該当しません。
特定生産性向上設備等	産業競争力強化法の実施期における生産性向上設備等のうち、次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものをいいます。 ①生産性向上設備等の導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上(*2)であること ②同投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであること ③同投資計画にその実現に必要な資金調達手段が記載されていること ④同投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること ⑤上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等の要件を満たすものであること (*2)中小企業者等については5億円以上
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 適用対象法人は青色申告書を提出する法人</li><li>■ 特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人は、その投資計画の期間中、下記の制度の適用不可<ul style="list-style-type: none"><li>①地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(地域未来投資促進税制)</li><li>②中小企業経営強化税制(繰越税額控除を除く)</li><li>③カーボンニュートラルに向けた投資促進税制</li></ul></li></ul>

## 不適用措置

中小企業者等(適用除外事業者に該当するものを除く)以外の法人については、所得の金額が前期の所得の金額を超える事業年度において、次のいずれかに該当しない場合には本税制の適用不可(繰越税額控除制度を除く)

① 継続雇用者給与等支給額  $\geq$  継続雇用者比較給与等支給額  $\times$  101%

(資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員数が2,000人を超える場合には、102%以上)

② 国内設備投資額  $>$  当期償却費総額の30%

(資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員数が2,000人を超える場合には、40%超)

本制度は、即時償却や高い税額控除率といった強力なインセンティブが導入され、青色申告法人であれば幅広く適用できる可能性があり、大規模・高付加価値の設備投資を後押しする有効な選択肢となることから、積極的な活用の検討が推奨されます。

## 2. 研究開発税制の拡充

### (1) 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度(戦略技術領域型)等の創設

戦略技術領域の研究開発に対して産業技術力強化法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に、産業技術力強化法の重点研究開発計画(仮称)の認定を受けた法人(認定研究開発法人)の適用期間(重点研究開発計画の認定を受けた日から同日以後5年を経過する日まで)内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費(\*1)がある場合には、下記の税額控除ができることとなります。

- ① 認定研究開発法人が、認定計画に基づき自ら実施する戦略技術領域の研究開発について、重点産業技術試験研究費の40%が法人税額から控除されます。
- ② ①のうち、認定研究開発法人が、認定計画に基づき認定研究拠点と実施する共同・委託研究開発について、特別重点産業技術試験研究費(\*2)の50%が法人税額から控除されます。

なお、控除税額は当期の法人税額の10%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができることとされます(\*3)(\*4)。

(\*1) 重点産業技術試験研究費とは、認定研究開発法人が、適用期間内において支出するその認定に係る重点研究開発計画に従って行う特定重点研究開発に係る試験研究費をいいます。

なお特定重点研究開発とは、下記のうち特に早期の企業化が期待されるもので、一定の基準に該当する研究及び開発であることにつき確認を受けたものをいいます。

- ① AI・先端ロボット
- ② 量子
- ③ 半導体・通信
- ④ バイオ・ヘルスケア
- ⑤ フュージョンエネルギー
- ⑥ 宇宙

(\*2) 特別重点産業技術試験研究費とは、重点産業技術試験研究費の額のうち、産業競争力強化法の重点産業技術共同研究開発機関(仮称)と共同して行う試験研究又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する試験研究に係るものをいいます。

(\*3) 繰越税額控除制度は、認定研究開発法人が繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度の「試験研究費の額」の額が「前期の試験研究費の額」を超える場合に限り、適用できることとされます。

(\*4) 上記の繰越税額控除について通算法人の場合は所用の措置を講ずるとされています。

## (2) 一般試験研究費の額に係る控除率、控除上限の見直し

### ① 税額控除率

一般試験研究費に係る税額控除率について、令和9年4月1日以後に開始する事業年度から増減試験研究費割合(以下、「増減率」)に応じて次の見直しを行い、その上限を14%(原則: 10%)とする特例の適用期間を3年間延長することとされます。

現行制度(令和8年4月1日～)		改正案(令和9年4月1日～)	
増減率	税額控除率	増減率	税額控除率
0未満	8.5% + 増減率 × 30分の8.5	3%以下	8.5% + (増減率 - 3%) × 13分の8.5
0以上、12%以下	11.5% - (12% - 増減率) × 0.25	3%超、15%以下	8.5% + (増減率 - 3%) × 0.25
12%超	11.5% + (増減率 - 12%) × 0.375 (上限14%)(*1)	15%超	11.5% + (増減率 - 15%) × 0.375 (上限14%)

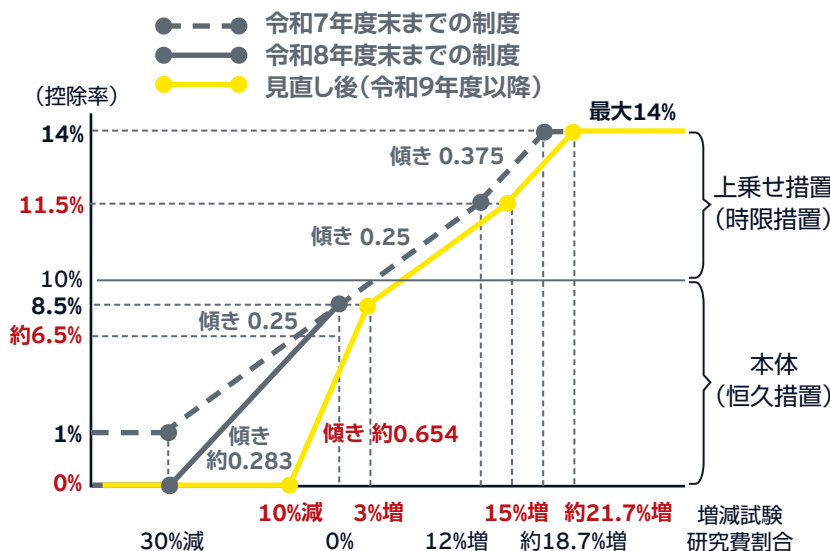
(\*1) 条文上は令和8年3月31日までに開始する事業年度とされていますが、下記の経産省資料等では令和8年4月1日以降開始事業年度においても同様の特例が継続する前提で表記されているため、延長が想定されます。

### ② 控除税額の上限

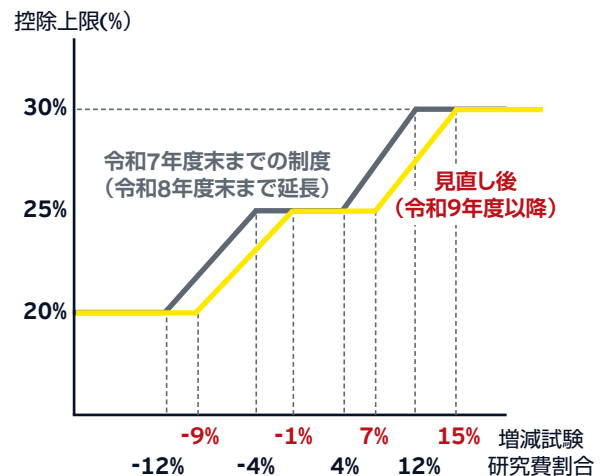
一般試験研究費に係る控除税額の上限について、令和9年4月1日以後に開始する事業年度から増減率に応じて次の見直しを行い、特例の適用期間を3年間延長することとされます。

現行制度(令和8年4月1日～)		改正案(令和9年4月1日～)	
原則	調整前法人税額 × 25%	同左	
増減率4%超	調整前法人税額 × {(増減率-4%)×0.625} ※5%を上限とし、原則の割合に加算	増減率7%超	調整前法人税額 × {(増減率-7%)×0.625} ※5%を上限とし、原則の割合に加算
増減率-4%未満	調整前法人税額 × {(-増減率-4%)×0.625} ※5%を上限とし、原則の割合から減算	増減率-1%未満	調整前法人税額 × {(-増減率-1%)×0.625} ※5%を上限とし、原則の割合から減算

【控除率カーブのイメージ図】



【控除上限のイメージ図】



出典: 経済産業省「令和8年度(2026年度)経済産業関係 税制改正について」を一部加工してEYが作成

### ③ 試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置

試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が3年間延長されます。

#### (3) オープンイノベーション型(特別試験研究費に係る税額控除)に係る要件の見直し

- ① 大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、共同研究又は委託研究に要した費用であることにつき、監査を受け、その大学等の確認を受けた金額であることとの要件について、一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の指定を受けた大学等については、その大学等の長が認定した金額とされます。
- ② 新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究について、次の見直しがされます。
  - 新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位を授与された者(その授与された日以後5年以内にその法人の役員又は使用人となったものに限る)で、その法人の役員又は使用人となった日から5年を経過していないものを加える。
  - その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこととの要件について、その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の試験研究に専ら従事する使用人に募集されたこととする。
  - その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであることとの要件について、その内容がその試験研究に専ら従事する使用人から提案されたものであることとする。

#### (4) 海外への委託研究への制限

他の者に委託する試験研究(契約又は協定により委託する試験研究でその委託に基づき行われる試験研究が国外において行われるものに限ります)に係る試験研究費の額については次の区分に応じた金額を税額控除の対象とします。

- イ 医薬品、医療機器又は再生医療等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験(科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限る)の委託に係る試験研究費の額 その試験研究費の額
- ロ 上記イ以外の試験研究費の額 その試験研究費の額の50%相当額(\*1)

(\*1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業開始年度については、70%相当額。令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度については60%相当額とします。

「強い経済」を実現する上で、戦略的に重要な技術領域の研究開発投資への重点化のため、「戦略技術領域型」を創設し、重点分野への研究を促進する一方で、試験研究費の増加を促すインセンティブを強化し、海外への委託研究に一定の制限を設けることとし、科学技術創造立国としての復権に向けて、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化が図られます。

## 3. 賃上げ促進税制の見直し

### (1) 大企業向け措置

適用期限を待たず、令和8年3月31日をもって廃止されます。

### (2) 中堅企業(常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人)向け措置

適用期限である令和9年3月31日の到来をもって廃止され、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度はより高い賃上げを促す方向で下記のように要件が強化されます。

- イ 原則の税額控除率(10%)が適用できる場合を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上(現行: 3%以上)である場合とする。
- ロ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算する措置を、その増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%(その増加割合が6%以上である場合には、15%)を加算する措置とする。

ハ 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止する。

### (3) 中小企業向け措置

現行制度を維持することとし、適用期限到来時に必要な見直しが検討されます。なお、教育訓練費の上乗せ措置については廃止されます。

足元では賃金上昇率がバブル期以来の水準となる高い伸びを示しており、本税制の要件となる水準を大きく上回る状況にあり、企業の賃上げをめぐる状況は大いに様変わりしていることから一定の見直しが行われます。

## 4. 租税特別措置(特定の税額控除規定)の不適用措置の要件強化

特定税額控除規定の不適用措置について、投資や賃上げに消極的な企業の行動変容を促す観点から、次の見直しを行った上、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとされました。

- (1) 不適用措置の対象となる特定税額控除規定に、研究開発税制のうち重点産業技術試験研究費の額に係る措置(前述2の(1))(繰越税額控除制度を除く)が追加されます。なお、特定生産性向上設備等投資促進税制にも不適用措置が設けられました(前述「1. 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設」参照)。
- (2) 継続雇用者給与等支給額に係る要件について、次の見直しを行うこととされました。
  - イ 継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 101\%$ (現行:継続雇用者給与等支給額 $>$ 継続雇用者比較給与等支給額)
  - ロ 「資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合」又は「常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合」における要件の上乗せ措置について、継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 102\%$ (現行:101%)であることとする。
- (3) 次の制度について「継続雇用者給与等支給額に係る要件」及び「国内設備投資額に係る要件」のいずれにも該当しないこととの要件を、「継続雇用者給与等支給額に係る要件」又は「国内設備投資額に係る要件」のいずれかに該当しないこととの要件とすることとされました。
  - 地域経済牽引事業の促進区域内における投資促進税制(地域未来投資促進税制)のうち、税額控除制度
  - カーボンニュートラルに向けた投資促進税制のうち税額控除制度
  - 戦略分野国内生産促進税制のうち税額控除制度

不適用措置の対象となる特定税額控除規定について、その制度ごとに要件が相違することとなるため、制度ごとに充足状況を事前に確認することがポイントになると考えられます。

## 5. オープンイノベーション促進税制の見直し

オープンイノベーション促進税制について、所要の見直しを講じた上で、その適用期限が2年延長されます。

- (1) 増資特定株式に係る措置について、中小企業者以外の法人が取得する内国法人の株式の取得価額要件を2億円以上(現行:1億円以上)に引き上げる、といった見直しが行われます。
- (2) 発行人以外の者から購入により取得した特定株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものに係る措置について、以下の見直しが行われます。
  - イ 取得価額要件が7億円以上(現行:5億円以上)に引き上げられます。
  - ロ 特別勘定に係る特定株式の発行人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行人を被合併法人とする合併が行われたときは、その被合併法人に係る特別勘定は、その合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して、益金算入することとされます。

(3)対象となる特定株式に、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得の日から3年以内に発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなることが見込まれるもの(その取得の直前において発行法人の総株主の議決権の過半数を有するものを除く)を加え、その特定株式の取得価額の20%以下の金額を特別勘定の金額として経理した場合には、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できるとされます。(\*1)(\*2)

(\*1) 特定株式の要件は、取得価額要件を3億円以上とするほか、取得価額の上限は200億円とされます。

(\*2) 特定株式の取得から3年を経過した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入します。ただし、その取得の日から3年以内に、その発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなった場合にはこの限りではありません。なお、上記(2)口と同様に、合併時における特別勘定取り崩し規定の見直しもなされています。

当初は議決権の過半数取得が前提とされていた制度でしたが、3年以内に過半数に達する見込みがあるのであれば段階的な取得にも適用可能な制度となりました(ただしこの場合には、損金算入金額が取得価額の20%になります)。投資先が吸収合併により消滅した場合の特別勘定の取り崩し方法も見直されました。

## 6. 企業グループ間取引の書類保存義務化

(1)内国法人が関連者との間で特定取引を行った場合において、その取引に関して、取引関連書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等のその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項を明らかにする書類(電磁的記録を含む)を取得し、又は作成し、かつ、これを保存しなければならないこととされます。

(2)なお、上記の明らかにする書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由等とされます。

関連者	移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する
特定取引	次の取引(販売費、一般管理費その他の費用の額の基因となるものに限る)をいう ① その関連者がその内国法人に対して行う工業所有権等の譲渡又は貸付け ② その関連者がその内国法人に対して行う役務の提供のうち次のもの等 イ 次のいずれかの事業活動で、その内国法人とその関連者との契約又は協定に基づきその関連者が行うもの (イ)その関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験等その関連者が有する経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝等の事業活動 (ロ)その関連者が有する専用資産をその内国法人に使用させる行為並びにその専用資産の維持及び管理 ロ その関連者がその内国法人に対して行う経営の管理又は指導、情報の提供等の役務の提供でその関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験に基づき行うもの
取引関連書類等	取引に関して受領し、若しくは交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類又はこれらの書類に通常記載される事項が記録された電磁的記録で、法人税法及び法人税に関する法令の規定により保存しなければならないこととされているものをいう

関連者間での特定取引について、その取引の内容や支払額の根拠を明らかにする書類等の保存が義務付けられます。保存が法令の定めに従って行われていない場合には、青色申告の承認の取り消し事由となるため留意が求められます。

## 7. 投資簿価修正制度の見直し

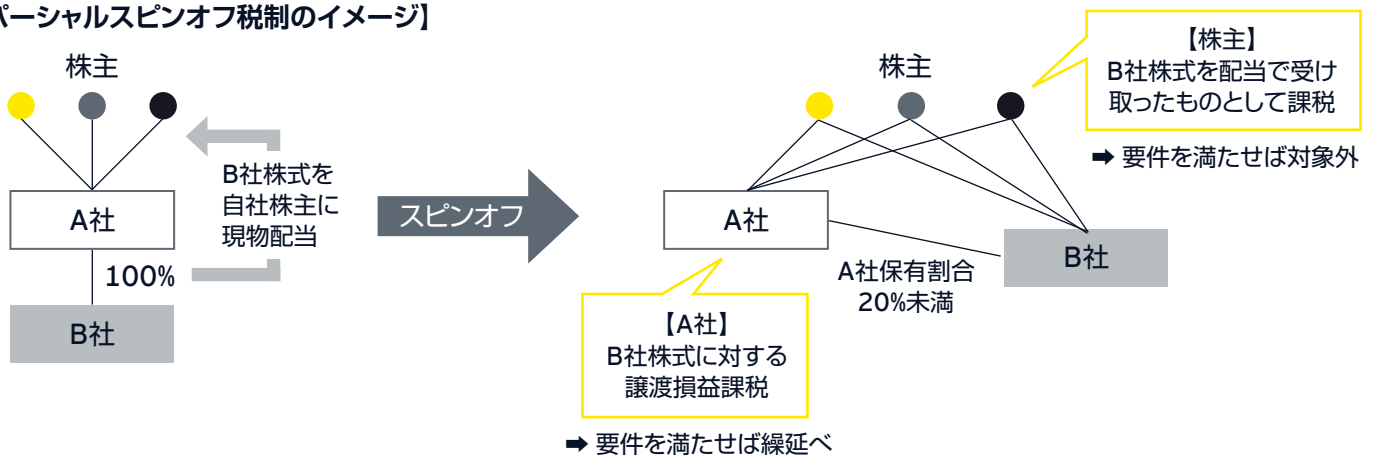
グループ通算制度の投資簿価修正制度における調整勘定対応金額の加算措置について、通算完全支配関係発生日以前に離脱法人の株式の譲渡をした場合の調整勘定対応金額の調整の対象となる譲渡から、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の離脱法人の株式の譲渡を除外することとされました。

ただし、取得決議により交付を受けた離脱法人の株式の価額が譲渡をした株式の価額とおおむね同額となっていないと認められる場合を除くこととされています。

当該取得決議によるスクイズアウト取引において、買収プレミアムを簿価に加算することが可能となります。

## 8. パーシャルスピノフ税制の見直し

【パーシャルスピノフ税制のイメージ】



出典: 経済産業省「令和8年度(2026年度)経済産業関係 税制改正について」を一部加工してEYが作成

認定株式分配に係る課税の特例について、令和8年4月1日以後に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その現物分配のうち次の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとする措置に見直されます。

- イ その法人の株主の持株数に応じてその完全子法人の株式のみを交付するものであること。
- ロ その現物分配の直後にその法人が有するその完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること。
- ハ 適格株式分配と同様の非支配要件、特定役員継続要件及び従業員継続要件に該当すること。
- ニ その法人及び完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして次の要件を満たすものであること。
  - (イ) その法人のその現物分配前に行う事業のうちいずれかの事業について、その法人がその経営資源を集中させるものとして特定しており、かつ、その特定した事業がその現物分配後にその法人(その法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するものを含む)において引き続き行われることが見込まれていること。
  - (ロ) その完全子法人のその現物分配前に行う主要な事業が上記(イ)の特定した事業以外のものであり、かつ、その主要な事業がその現物分配後にその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること。
  - (ハ) その法人及び完全子法人が実施する主要な事業について、その現物分配により生産性向上に関する目標の達成が見込まれること。

スタートアップの創出だけでなく、自社が経営資源を集中させるべき事業に専念するための事業ポートフォリオの組替えも促進するため、要件が見直されるとともに、期限の定めのない措置へと改正される見込みです。

## 9. その他

### 1 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長、拡充

- 中小企業者等が取得した少額減価償却資産について、損金算入できる取得価額を「40万円未満」(現行:30万円未満)に引き上げ、その適用期限を3年延長することとされます。
- また、対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人が除外されます。

### 2 地方拠点強化税制の見直し、延長

- 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、一定の措置を講じた上、その適用期限を2年延長することとされました。
- 雇用者の数が増加した場合の税額控除制度については適用期限の到来をもって廃止することとされます。

### 3 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の見直し、延長

- 特別償却率及び税額控除率を見直した上、その適用期限が2年延長されます。

### 4 海外投資等損失準備金制度の延長

- 海外投資等損失準備金制度の適用期限が2年延長されます。

### 5 特定資産の買換え特例の見直し、延長

- 見直し等を行った上、その適用期限を3年延長することとされました。

## 国際課税

### 1. グローバル・ミニマム課税への対応

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等(IIR〈所得合算ルール〉)について、以下の見直しが行われます。

(1) 移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合における調整後対象租税額の計算については、次に掲げる繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとされます。

- ① 国又は地方公共団体との間で締結された税額控除等に係る取決め(その税額控除等の額に係る繰延税金資産を増加させるために令和3年12月1日以後に締結されたものに限る)があることその他これに準ずる事由により生じた繰延税金資産
- ② 法人税に相当する税に関するわが国以外の国又は地域における法令(令和3年12月1日から移行対象会計年度開始の日の前日までの間に制定されたものに限る)において、資産又は負債の金額が時価により評価されることにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債

令和3年12月1日以後に政府が提供する税制上の優遇措置から生じる繰延税金資産の取崩しは、国際最低課税額の計算において調整後対象租税額から除外される場合があり、これにより追加のトップアップ税額が発生する可能性があります。

## 2. 外国子会社合算税制の見直し

外国子会社合算税制について、次の見直しが行われます。

本改正は、外国関係会社の令和8年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

### (1) 解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例の創設

- ① 外国関係会社が清算部分対象外国関係会社(※1)又は清算外国金融子会社等(※2)に該当する場合には、特例清算事業年度(※3)については、清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、外国子会社合算税制を適用します。

(※1)「清算部分対象外国関係会社」:解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたものをいいます。

(※2)「清算外国金融子会社等」:解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたものをいいます。

(※3)「特例清算事業年度」:解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から原則として同日以後3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度をいいます。

- ② 外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常所得の金額の計算において控除することとされる金額の計算の基礎となる総資産の額、人件費の額及び減価償却累計額は、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度の前事業年度に係るこれらの金額とされます。
- ③ 外国関係会社が清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常な水準にある資本に係る所得の金額はないものとして金融子会社等部分適用対象金額の計算を行います。
- ④ 国税当局の当該職員が内国法人にその外国関係会社が清算部分対象外国関係会社若しくは清算外国金融子会社等のいずれかに該当すること又はその外国関係会社の事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、その外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に、その事業年度は特例清算事業年度に、それぞれ該当しないものと推定されます。
- ⑤ 現行の解散した外国金融子会社等に係る特例は廃止されます。

これまで、事業活動を終了した清算中の外国子会社について、ペーパー・カンパニーとしての課税対象になり得るなど、海外展開を行う企業にとって負担となるケースがありました。

本改正により、活動実体のあった外国子会社について、解散により事業を終了し、活動実体がないとされた事業年度終了の日以後3年間はペーパー・カンパニーとして扱われないこととされるとともに、部分合算課税の対象所得である異常所得の金額の計算において控除される金額が解散前と同規模となり、一定程度の負担が軽減されることとなりました。

ただし、外国関係会社が上記の改正の対象となるかどうかについての立証責任は納税者にあることとされていますので、注意が必要です。

## (2) 特定外国関係会社の判定におけるペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件の見直し

外国子会社合算税制の特定外国関係会社の判定におけるペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件について、外国関係会社の事業年度終了の時ににおける貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その外国関係会社に係るその事業年度に係る資産割合要件の判定が不要とされます。

以下の特定外国関係会社の判定におけるペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件について、現行法においては分母の総資産の額が零である場合には、その他の要件を満たす場合においても、特定外国関係会社に該当するものとされていました。

$$\frac{\text{子会社株式、未収配当、未収利子、現預金、不動産 等}}{\text{総資産の額}} \} >95\%$$

本改正により、総資産の額が零の外国子会社であっても、事業上の不可欠性及び租税回避リスクが低いと認められることを条件に、ペーパー・カンパニーとして扱わないこととされます。

## (3) 租税負担割合の計算の特例の見直し

外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、以下の事情により本特例を適用することが著しく不相当であると認められる場合には、本特例を適用できないこととされます。

- その最高税率が適用されることが通常見込まれないこと
- その最高税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定されていること
- その他の事情

本改正の対象となる事情に該当するケースは限定的であると考えられますが、該当する場合には合算金額が生じる可能性があります。

## 3. 外国組合員に対する課税の特例の見直し

外国組合員に対する課税の特例の適用要件について、次の見直しが行われます。

なお、本改正に伴い、特例適用申告書等の記載事項の見直しを行うほか、所要の措置が講じられます。

- (1) 投資組合財産に対する持分割合が25%未満であることとの要件について、投資組合の有限責任組合員等から構成される一定の委員会を設置する投資組合の有限責任組合員の持分割合が50%未満に引き上げられます。
- (2) 投資組合事業に係る業務の執行等を行わないこととの要件について、その業務の執行の承認等から除外される行為の範囲が、利益相反取引の承認等（現行:その業務の執行を行う者の自己取引等の承認等）とされます。
- (3) 投資組合事業に係る恒久的施設帰属所得以外の恒久的施設帰属所得を有しないこととの要件が廃止されます。

外国組合員に対する課税の特例とは、日本にGP(無限責任組合員)がいるファンドに対して、海外投資家がLP(有限責任組合員)として出資する場合、海外投資家は国内にPEを有するものとして扱われ、ファンドを通じて得た国内源泉所得に対して課税されるのが原則であるところ、一定の要件を満たす者についてはファンドを通じて得た国内源泉所得を非課税とする特例です。

これまで、当該特例の要件が厳しく、国内への投資の障壁となっている部分があったことから、要件を緩和し投資実態に合わせるための見直しが行われました。

本改正により、海外投資家が当該特例を活用できる可能性が拡大することが見込まれます。

# 個人所得課税

## 1. いわゆる「年収の壁」の見直し

- 消費者物価指数の上昇を踏まえ、基礎控除の本則については現行58万円が62万円に、給与所得控除の最低保証額については現行65万円が69万円に、それぞれ引き上げられます。加えて、基礎控除の特例は42万円まで引き上げられ（給与収入665万円相当まで）、給与所得控除の最低保証額も追加（特例）で5万円引き上げられます。

これにより、基礎控除については最大104万円に、給与所得控除の最低保証額は74万円になり、給与所得者の「所得税の負担開始水準」（「基礎控除」及び「給与所得控除」の合計額）は178万円以上となります。

### 【基礎控除】

	現行(令和7年)	改正案(令和8年、9年)
合計所得金額	控除額	控除額
132万円以下	95万円	104万円
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	67万円
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円

### 【給与所得控除の最低保証額】

	現行(令和7年)	改正案(令和8年、9年)
給与所得控除の最低保証額	65万円	74万円

- これらの改正は、令和8年分所得については年末調整にて、令和9年1月1日以降については給与等の源泉徴収により適用されます。
- 令和10年分以降は、消費者物価指数を踏まえ、令和10年度税制改正にて見直される予定です。

## 2. NISAの拡充

- 次世代の資産形成を支援するため、金融経済教育の充実とあわせて、つみたて投資枠の対象年齢を0歳まで広げます。口座保有者である子が0歳から17歳の間については、年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円とされます。

	拡充部分(令和9年以降)		
	つみたて投資枠	つみたて投資枠	成長投資枠
対象年齢	0歳 ~ 17歳	18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	1,800万円	
		自動的に移行	
		1,200万円(内数)	

出典: 財務省「令和8年度税制改正(案)について」を一部加工してEYが作成

- 18歳までは、以下を除き、NISA口座からの払出しは不可となります。
  - ① 12歳未満: 災害により居住家屋が全壊した場合等
  - ② 12歳以上: 子の同意があり、払出事由が教育費・生活費の支払いのためである場合等
- 令和9年1月1日以降に開設されたNISA口座から適用されます。

## 3. 防衛特別所得税(仮称)の創設

- 防衛力強化に係る財源確保のため、所得税額に対して税率1%の新たな付加税として、防衛特別所得税(仮称)が令和9年1月から課されます。
- 併せて、復興特別所得税の税率が1%引き下げられます。同時に、復興事業に影響を与えないよう、復興財源を確保するため課税期間が令和29年まで10年間延長されます。

現行	改正案(令和9年以降)
復興特別所得税 所得税額 x 2.1%	【新設】防衛特別所得税(仮称) 所得税額 x 1.0%
	復興特別所得税 所得税額 x 1.1%

- 防衛特別所得税(仮称)が1%課され、復興特別所得税が1%引下げなので、当面の負担は変わりません。
- ただし、令和19年終了の復興特別所得税が令和29年まで延長されます。結果として、課税される期間が10年間長くなり、実質的な税負担は増すことになります。

#### 4. 住宅ローン減税延長と見直し

- 住宅ローン減税の適用期限が令和7年12月31日から令和12年12月31日まで5年間延長されます。
- 一定の中古住宅(認定住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅)の購入者の控除期間は10年から最大13年に延長されます。また、一定の中古住宅(認定住宅・ZEH水準省エネ住宅)の購入者の減税対象となる最大借入額も現行の3,000万円から3,500万円(一定の子育て世帯等は4,500万円)に引き上げられます。
- 床面積要件についても、40㎡に緩和されている特例の適用範囲が中古住宅にも拡充されます(但し、合計所得金額1,000万円超の年は適用対象外)。
- 安全・安心な住まいを実現する観点から、災害リスクの高い地域に建てられた新築住宅については、住宅ローン控除の適用対象外とします。

#### 5. 暗号資産取引に係る課税の見直し

- 金融商品取引法等の改正を前提として、国民の資産形成に資する暗号資産について、その譲渡から生じる譲渡所得は分離課税の対象として20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率により課税されることとなります。生じた損失については、3年間の繰越控除制度が創設されます。

この改正は、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行う暗号資産の譲渡等について適用するとあり、具体的な適用開始日は現時点では未定です。

#### 6. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

- 税負担の公平性の確保を図る観点から、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」について、見直しが行われます。

現行(令和7年以降)	改正案(令和9年以降)
① 基準所得税額* ② (基準所得金額* - 特別控除額(3.3億円)) x 22.5%	① 基準所得税額* ② (基準所得金額* - 特別控除額(1.65億円)) x 30%
②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税	②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税

\*基準所得税額：下記の1と2を合計したもの(復興特別所得税を含みます)

- 1: 通常の方法で(確定申告不要制度を適用する所得を除いて)計算した場合の申告書上の所得税の額
- 2: 確定申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額

\*基準所得金額：総所得金額及び分離課税の各種所得金額を合計したもの

(確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含みます)

出典: 財務省「令和8年度税制改正(案)について」を一部加工してEYが作成

現行の制度は、令和7年分から適用開始されているものであり、立て続けの改正となります。本改正により、適用対象者が増えると見込まれるため、多額の株式譲渡所得や不動産譲渡所得が発生する場合は注意が必要です。

## 7. 青色申告特別控除の見直し

- 青色申告特別控除について、デジタル化推進の観点から、一定の見直しが行われ、控除額が10万円・55万円・65万円の3段階から、10万円・65万円・75万円の3段階となります。
- 改正前控除額が55万円の個人が確定申告書を書面提出した場合、控除額が10万円に減額となります。

今までは紙提出であっても、損益計算書・貸借対照表等の提出により55万円の控除が適用可能でしたが、本改正により、65万円以上の控除を受ける場合は電子申告(e-tax)での申告が必須となります。紙提出は最大10万円の控除となります。

## 8. その他

- 「ふるさと納税」について、年収1億円以上の人を念頭において、住民税から控除できる額に上限が設けられます。
- 自動車通勤手当や使用者による食事補助について、非課税限度額が引き上げられます。
- 同族会社の株主が支払を受ける社債の利子について、同族会社との間に第三者(特定法人)を介在させて社債利子を受け取るような場合でも、総合課税の対象とされます。
- 道府県民税利子割に関して、都道府県間で個人に係る所得金額を基準にして税収帰属を調整する清算制度が新たに導入されます。

# 資産課税

## 1. 賃貸用不動産・不動産小口化商品の財産評価の適正化

相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮し、次の見直しが行われます。

- ① 被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価することとされます。

この課税時期における通常取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができることとされます。

(注)上記の改正は、令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用されます。ただし、当該改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地(同日の5年前から所有しているものに限る)に新築をした家屋(同日において建築中のものを含む)には適用されません。

- ② 商品として小口化された貸付用不動産については、取得時期にかかわらず、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価することとされます。

この上記の課税時期における通常取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額によって評価することができることとされます。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、上記①に準じて評価(取得時期や評価の安全性を考慮)されます。

(注)上記の改正は、令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用されます。

主として収益性により形成される貸家不動産の市場価格と、借家人の支配権による利用の制約等を考慮して評価される財産評価基本通達における貸家不動産の評価額との乖離を埋めるための措置として導入されます。

## 2. その他

- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、適用期限(令和8年3月末)の到来をもって廃止されます。
- 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限が2年6月延長されます。
- 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限が1年6月延長されます。

# 消費課税

## 1. 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化

- 国境を越えて行われる通信販売のうち、1万円以下の商品について、販売者に消費税の納税義務を課す制度が導入されます。
- デジタルプラットフォームを介する物品販売において、これらの取引を仲介するプラットフォーム事業者に物品販売に係る納税義務を転換する制度が導入されます。

## 2. 消費税インボイス制度導入に伴う経過措置の見直し

- いわゆる「2割特例(新たにインボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置)」の終了後、その納税額を売上税額の「3割」とすることができる経過措置が2年に限り講じられます。
- いわゆる「8割特例(免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)」は、段階的に縮減することとされていますが、その最終的な適用期限が2年延長されます。控除ができる割合については、令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月からは3割と段階的に縮減して、令和13年9月末をもって適用が終了します。

## 3. その他

- 非居住者に対して行われる国内に所在する不動産に関する役務提供について、消費税の課税対象とする見直しが行われます。

# 納税環境整備・その他

- 刑事訴訟法の改正を踏まえ、国税犯則調査手続のデジタル化に対応するための整備が行われます。
- 国際観光旅客税の税率が現行の出国1回につき1,000円から3,000円へ引き上げられます。
- 自動車税及び軽自動車税の環境性能割が廃止されます。
- 個人使用貨物に限り、関税課税価格を海外小売価格の6割にする特例が廃止されます。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. [https://www.ey.com/ja\\_jp/functional/forms/subscription/tax-newsletter-subscription-form](https://www.ey.com/ja_jp/functional/forms/subscription/tax-newsletter-subscription-form) を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

Youtube: @EYJapan  
Facebook: EYJapanOfficial  
X Twitter: @Japan\_EY

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等  
ございましたら、弊社の担当者又は下記  
宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

### All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/about-us/ey-tax](https://www.ey.com/ja_jp/about-us/ey-tax)をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved. ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。また、著作権に関して記事、写真、表、図面、グラフなど、本書で提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

[ey.com/ja\\_jp](https://www.ey.com/ja_jp)